

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03348

研究課題名（和文）ポスト「違憲審査制」の憲法学 独仏における憲法理論の現代的展開とその意義

研究課題名（英文）The role of the constitutional law outside the reach of the judicial review

研究代表者

林 知更（Hayashi, Tomonobu）

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：30292816

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：第二次世界大戦以降の世界的な違憲審査制の普及は、人権保障の強化など立憲主義の進歩をもたらした反面、憲法学の視野を判例実証主義的な方向へ収縮させる危険も指摘される。本研究は、近年の独仏での発展の検討などを踏まえつつ、憲法学に憲法の政治性への意識や理論性を再生しようとする試みから日本憲法学へのいかなる示唆を汲み取ることができるかを、いくつかのテーマに即して検討・考察する。具体的には、憲法学の構造をどう考えるか、憲法学の対象としての憲法概念をいかに捉えるか、民主政など統治構造の諸問題を論じるためにいかなる方法が可能か、に特に重点を置く。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、まず憲法学の学問的構造に関するいくつかの論考を執筆し、ここで法規範としての憲法の特性やその自律性に対して憲法学がどのようにアプローチするのかという観点を分析の切り口として採用した。次いで、憲法規範の特性に関しても、憲法を持つ複数の性質の間での緊張関係に焦点を当てて検討する論考を執筆・公表した。また、具体的な統治機構論上の諸論点に関しても検討を進めた。全体として、違憲審査制という制度的支えの外における憲法のあり方について考えていく上での基礎的な作業を行うことができたと考えている。

研究成果の概要（英文）： While the worldwide spread of the constitutional review system since World War II has brought about advances in constitutionalism, such as the strengthening of the protections of human rights, it is also sometimes pointed out that the interest of the study of constitutional law could be here too much concentrated on the jurisprudence of the constitutional court and that the political side of constitutional law could be neglected. This study examines and discusses several themes, such as the methodology of the study of constitutional law, the concept of constitution and parliamentary government, to see what suggestions can be drawn from the recent developments in Germany and France in this respect.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 憲法理論

1. 研究開始当初の背景

憲法学のあり方は、その研究対象である憲法のあり方とも相互規定的関係に立つ。例えば違憲審査制が導入される以前には、憲法が遵守されるか否か、またいかに解釈されるかは憲法の名宛人である国家諸機関(特に執政府や議会)自身に基本的には委ねられざるをえない。ここでは憲法は政治の中でその意味を与えられ具体的形態を獲得する。憲法学が憲法の意義や態様を究明する際には、何らかの形でこの「法と政治」の関係に関する考察や態度決定を前提とせざるをえないように思われる。他方、違憲審査制の導入と活性化は、ここにしばしば重要な変化をもたらす。法規範としての憲法が具体的に何を要求しているかは、裁判という非政治的な法のフォーラムで、法学的な論証によって明らかにされ、他の国家諸機関はこれに従うべきものと観念される。ここでは憲法学の主たる課題も、裁判所での使用に耐える法学的解釈論を精練し提供する点に求められていくことになる。

以上は、意図的に単純化した整理にすぎないが、憲法の存在態様と憲法学の課題・方法との間に一定の相互連関が想定されること自体は容易に了解されよう。実際、第二次世界大戦後にそれぞれ違憲審査制の導入・強化を経験したドイツとフランスでは、その後の歴史的展開の中でともに憲法学の学問的変容が指摘されている。ドイツで1980年代にBernhard Schlinkが批判的見地から提起した「連邦憲法裁判所実証主義」という造語はあまりにも有名である。フランスでLouis Favoreuと彼の学派が判例研究中心の新しい学風を導入したこともよく知られる。緩やかな意味での「憲法学の法律学化」は複数の国に共通して観察される事象のひとつであると考えられる。これはそれ自体としては否定的に評価されるべき事柄ではない。違憲審査制の導入と活性化は、権力を法に従わせる立憲主義にとって重要な進歩であるし、学説がここでの法発展に協働し貢献することはその重要な任務を意味する(この点で日本の実務と学説がなお課題を残していることもまた共通理解に属しよう)。

他方で、学説がもしこの方向に一面化する場合には、重要な洞察が見失われる危険を伴うように思われる。第一に、違憲審査制の下でも全ての憲法問題が裁判形式に服するわけではない。裁判所の権限や訴訟要件の制約から違憲審査の統制を逃れる問題領域は、国ごとに広狭の差はあれ存続している。いわば「違憲審査制以前」の状況と「以後」の状況は重層ないし併存し続けるのであって、後者が前者を駆逐するわけではない。第二に、法による政治の支配という関心から違憲審査制を眺める場合、しばしば素朴に裁判所が「上位の第三者」として他の権力の上に位置するものとイメージされることがないわけではないが、これは過大で非現実的な見方であると考えられる。裁判所も他と並ぶ国家機関の一つとして他と抑制・均衡の関係に立つものであり、権力分立の外に位置するわけではない。違憲審査を理解するに当たっても、複数の裁判管轄間の関係を含めた諸機関の権限関係という観点は不可欠である。権力の組織化に関する「違憲審査制以前」的思考の基層を踏まえた上でこの新たな制度を捉え直すことが求められる。

本研究は、このような問題連関に着目しつつ、特にいわば「違憲審査制の射程の外側にある憲法」に関して、近年のヨーロッパ、とりわけ独仏の憲法学の展開から示唆を受けつつ、日本の現状と課題について考察を試みるものである。

2. 研究の目的

上記のような関心から改めて眺めると、ドイツでもフランスでも、特に20世紀末以降、違憲審査権に関心が傾斜する傾向への一定の軌道修正ないし揺り戻しとして、憲法学の中に解釈論とは区別された次元において理論性を取り戻そうとする新たな動きが生じていることが注目される。ドイツでは、Moellers, Lepsius, Jestaedt, Schoenbergerらこの方向での代表的論者に通底するのは、外国との比較や歴史、理論への関心の高さである。この点は、フランスでもとりわけBeaud, Jouanjan, Le Divellecら、それに彼らが関わる雑誌『Jus Politicum』を中心とした「政治法」運動にも共通の特質として見出されるところである。この両者には国境を越えた交流や相互参照、影響関係も看取される。

他方、こうした新たな学問動向は、同時に違憲審査制の席卷以前の古典的な憲法学・憲法理論の遺産を再評価する動きとも関連しているように思われる。ドイツでも、シュミットやスメントらワイマール共和国の時代の理論的指導者の弟子世代が1950~70年代の憲法学の発展を主導していくが、この世代が徐々に退場していくのに伴って、学説史に対する見方も変化を遂げていく。それは、ワイマール期の新たな動きが批判対象としたビスマルク帝国期の実証主義に対する再評価であったり、ワイマール期のシュミットやスメントの現代的意義に対するより冷静で突き放した再検討であったり、同じワイマール期の革新的議論でもドイツでは比較的影響力の弱かったケルゼンに対する関心の増大であったりする。他方、フランスでもとりわけ第3共和政期の古典的な憲法学説に関する研究は過去20年ほどの間に増大している。

本研究は、こうした現在進行形の独仏の学問動向をも参照しつつ、我々が日本憲法学のあり方を考える上でいかなる示唆をここから汲み取ることができるかを、いくつかの切り口に即して検討・考察する。具体的には、憲法学の構造をどう考えるか、憲法学の対象としての憲法概念をいかに捉えるか、民主政など統治構造の諸問題を論じるためにいかなる方法が可能か、に

特に重点を置く。

3. 研究の方法

ドイツ憲法学の議論を分析することに軸足を置き、これのフランスとの差異に必要なに応じて着目することで、両者の前提条件の違いを浮かび上がらせると共に、独仏いずれとも異なる日本の問題状況を考察する上での手がかりを獲得することを目指す。

この際に本研究の出発点を提供するのは、上述のような一定の共通性を有しつつも、ドイツとフランスではその理論的方向性に重要な違いが存在するのではないかと、との仮説である。ドイツの問題状況を背後で規定するのは、一面で法学のドグマティックとしての伝統の強さであり、他面で連邦憲法裁判所による憲法の規範内容の拡大によって生じた憲法の包摂性の高さである。いわば実定法としての憲法が高度な規範的機能を果たす中、憲法学が解釈論によって法システムのインサイダーとして協働する枠組みが強固に確立しており、ここに理論的刷新をもたらす試みもかような法の自律性の高さを与件として前提せざるをえない。ここに憲法に対する反省理論をいかなる形で成り立たせるかが、現代ドイツでの主要な問いであるかにも見えるところである。他方フランスでは、一面では違憲審査の発展も開始が遅くかつ比較的近年まで事前審査に限定されており、裁判的統制の枠に収まらない憲法の問題領域の広さがドイツ以上に強く意識される。他面で、統治機構の法としての憲法が国家諸機関によっていかに運用されるか、現実の次元における憲法の機能や実効性に関心を寄せる学問的伝統も長く存在する（政治学的憲法学からリアリズムまで）。ここでは憲法と政治の微妙な相互関係がより多く学問的課題とされる傾向があると感じられる。換言すれば、両国の間の一面での憲法の存在態様の違い、他面での知的伝統の違いは、共に一面的な「法律学化」を超えた理論的活性化を志向する際にも、独仏憲法学に異なる特質や接近方法を与えているのではないかと、というのが本研究の仮説である。これは、日本憲法学にとっても無視しえない重要性を持つと考えられる。裁判所の違憲審査が若干の活性化傾向を示すとはいえない大きな限界を免れず、憲法学もまた多様なアプローチを併存させる日本は、しかし他方で憲法の規範性の強化と憲法学の法律学的精緻化を自らの課題としてもいる。ドイツとフランスそれぞれの問題状況と議論は、日本が潜在的に直面する両義的課題を異なる側面から照射し、今後に向けた重要な示唆と手がかりを与えてくれるものと期待される。こうした観点から、本研究では、とりわけ憲法の存在態様とその憲法学との関係に対して、特に関心が向けられる。

4. 研究成果

本研究は、最終的に、下記の4つに分類しうる形で進められることになった。独仏憲法学の近年の展開そのものを紹介・検討するというよりは、上記の関心に基づいて文献を読み進め、咀嚼・考察することで得られた知見が、様々な形で発表された業績の中に散りばめられる形で、成果の公表が行われている。中でも特に重要なものは以下の(1)と(2)である。

(1) 憲法学の構造に関する再検討

上記の作業仮説に基づき、独仏日の三カ国を念頭に、憲法学という学問の構造を分析する上で座標軸をどこに定めるかを検討するのが、本研究の第一の課題となる。この問題領域では、以下の成果を公表することができた。

「書き割りの背後へ 日本憲法学と「法の自律性」に関する試論」論究ジュリスト 32号(2020年) 132-144頁。

論文の要点を一言にまとめるなら、次のようになる。憲法には「法規範としての憲法 (constitutional law)」としての意味と並んで、「国の基本構造 (constitution)」という意味が存在しており、近代憲法には「法規範としての憲法」を通じて「国の基本構造」を定めるという試みが内在している。このために、憲法学においては(特にシュミットやスメントラウイマール共和国の憲法学やその流れに顕著なように)「法規範としての憲法」を理解・解釈するためにその下敷きとなる「基本構造」に関する理論を構想する、という試みが登場する。本論文は、その国・その時代における「法規範としての憲法」のあり方に応じて、この法規範の背後にある基本構造に遡及しようとする際の着眼点やアプローチも大きく規定されることを考察している。

「法規範としての憲法」の存在態様ないしはここにおける「法の自律性」のあり方に対する関係が、法学としての憲法学のあり方を分析する上で基底的な意味を持つ、との視角が示されている。

「規範・理論・理想 日本憲法学の構造に関する一視角」論究ジュリスト 36号(2021年) 24-32頁。

この点を更に整理して考察したのが論文である。ここでは、「法規範としての憲法」の存在態様と並んで、これに関わる学問的アプローチの国による伝統の違いが、その国・その時代の憲法学のあり方にとって(恐らくは当事者である憲法学者たち自身が自覚している以上に)議論のあり方を規定しているのではないかと、という視角から、戦後日本憲法学に関する試論を行った。平和主義や人権、民主主義など、理想や理念へのコミットメントが大きな役割を果たす形で出発

した日本憲法学において、いわば下部構造としての規範の変容が憲法学の議論を変容させていく側面の重要性が指摘されている。この際に、独仏との比較から得られた知見も反映されている。

「歴史哲学の後で一憲法学における外国法の参照」法律時報 2020 年 4 月号 6-13 頁。

このように、法規範としての憲法に焦点を当てて学問の変遷を眺めることで、ある時代において法規範としての憲法を理解する上での不可欠の補助として参照された超実定法的な知見が、時代の変化の中で議論から剥落しレヴェアンスを失っていく、という現象についても、その意味を理解しやすくなるように思われる。本論文では、こうした見地から、とりわけ憲法学における外国法の参照のあり方の変遷とその今日的意味について、歴史哲学の凋落という視角から考察が行われている。

『戦後憲法』が若かった頃」高橋和之、高見勝利、宍戸常寿、林知更、小島慎司、西村裕一『戦後憲法学の 70 年を語る 高橋和之・高見勝利憲法学との対話』（日本評論社、2020 年）1-22 頁。

本論文は、以上のような問題意識とも深く関連する形で、戦後日本憲法学の発展の特質について検討したものである。論文やその他の業績において日本憲法学を分析する際の土台となった仕事であり、これもこの連関に位置づけておきたい。

(2) 憲法の多様な性格に関する再検討

こうした問題意識に基づいて、憲法の観念やその意義についても研究を進めた。

「憲法概念」宍戸常寿、林知更（編）『総点検 日本国憲法の 70 年』（2018 年、岩波書店）1-16 頁。

本論文は、本研究の比較的始めの段階において、この時点での基本的な考え方を整理したものである。

「村上淳一氏の研究と憲法学」2019 年 3 月 30 日・日独法学会シンポジウム「村上淳一氏(1933-2017)の学問をめぐって」(東京大学)

この学会報告では、ドイツ法学者であった村上淳一の業績を意義を憲法学の見地から再検討する口頭報告を行ったが、ここでは特に後期村上のルーマン受容との関係で、社会システム理論のような社会の機能分化という視点が、憲法について考察する上でどこまで有効なのかについて、検討を行っている。これは、その先で研究を更に深める上で重要なステップとなった。

「憲法・国制・土壌」樋口陽一、木庭頭、蟻川恒正（編）『憲法の土壌を培養する』（日本評論社、2022 年）91-116 頁。

2021 年 1 月に執筆された本論文は、3 人の編者による座談会に対して一憲法学者の視点から応答する、という趣旨のものであるが、ここではワイマール期のシュミットの憲法理論が持った意義と、戦後ドイツの憲法発展の意義に焦点を当てる形で、「分化」と「脱分化」という視角から、「法規範としての憲法」と「基本構造」をめぐる緊張関係が検討されている。

「準拠点としての「近代」」論究ジュリスト 38 号（2022 年）121-131 頁。

こうした問題を、憲法史叙述における「近代」と「現代」という切り口から更に掘り下げて検討したのが本論文であり、これが本研究にとっては集大成的な位置づけを持つ成果になった。内容はやや複雑性が高いため、ここで一言で要約するには適さないが、～ までの諸研究の成果は、基本的に全てここに盛り込まれている。

(3) 具体的な統治機構論上の論点に関する研究

こうした基礎理論的・方法論的研究と並んで、憲法学上の個別の論点をめぐる研究も、上記と連動する形で進められることになった。

「危機と憲法 非常事態条項をめぐって」

東大社研、玄田有史、飯田高（編）『危機対応の社会科学 下：未来への手応え』（東京大学出版会、2019 年）3-29 頁。

「憲法・非常事態・コロナ」法律時報 2020 年 12 月号 1-3 頁。

憲法の持つ政治性という主題が浮上する論点の一つは、非常事態である。この 2 本の論文は、ドイツにおけるワイマールから戦後への発展に対する検討を基礎に、憲法が非常事態を定めることの意味について考察している。法の政治性を現在の地点において正しく受け止めるということは、ワイマール期のシュミットに回帰することなどではなく、国の基本構造の中で法規範としての憲法が果たす機能・役割が変化してきたことを踏まえつつ、「不測の事態」をどこまで予測可能な形で憲法の枠組みの中に受け入れるか、という問題である旨が考察の基本的なモチー

フをなしている。

「連邦・自治・両院制」憲法研究 8 号（2021 年）53-64 頁。

地方自治と連邦制の問題を両院制における上院との関係で論じたもので、地方制度と国の統治機構との関係に関する考察を試みている。

「議院内閣制における議会の『審議』と『決定』」2021 年 10 月 10 日・日本公法学会第 85 回総会・第 2 部会報告

本研究とも関連の深い議会制度に関する学会報告で、近年のドイツでの理論的展開との接続なども試みている。

（4）比較研究に関するもの

” Staat als Garant der individuellen Freiheit: Die Rezeption Böckenfördes in Japan ” , in: Tine Stein, Mirjam Künkler (Hrsg.), Beiheft zur Zeitschrift “Der Staat”, Die Rezeption der Werke Ernst-Wolfgang Böckenfördes in international vergleichender Perspektive, 2020, S.125-145.

” L’Empereur japonais comme monarque constitutionnel: quelques réflexions sur le statut de l’Empereur dans la Constitution japonaise ” ; Julien Boudon (dir.), L’irréductible originalité des systèmes constitutionnels à la lumière des expériences française et japonaise: Actes du XIIIe séminaire franco-japonais de droit public - Universités de Reims et Paris 1 (12-14 septembre 2019), 2021, pp.353-360.

上記の研究と並行して、独仏との学術交流などを通じて新たな知見や刺激を得るよう試みた。ここでは日本と独仏の比較という視点を盛り込む形でいくつかの小論（元は研究集会での口頭報告）が公刊されており、本研究とも内容的に一定の関連を持つものと言える。はベッケンフェルデの憲法理論を日本の視角から論じたもので、は日本の天皇制をヨーロッパの立憲君主政との比較を加味して論じたもの。

（5）その他

これらの業績の他、本研究の研究期間内に業績を取りまとめるまでには至らなかったが、（1）や（2）との関係でケルゼンの初期における理論形成の再検討を進めたり（これは特に（1）と関係が深い）ルーマンの法理論を憲法学の観点から再検討する作業に着手したり（これは特に（2）と関係が深い）また憲法規範の特質に関する（2）の研究を憲法史・比較憲法の体系形成との関係で発展させる可能性を模索するなど、今後研究を更に進めていく上での基礎的な作業を進めることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 林知更	4. 巻 2020年12月号
2. 論文標題 憲法・非常事態・コロナ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林知更	4. 巻 36号
2. 論文標題 規範・理論・理想 日本憲法学の構造に関する一視角	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 24-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林知更	4. 巻 24
2. 論文標題 Staat als Garant der individuellen Freiheit: Die Rezeption Boeckenoferdes in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Beiheft zur Zeitschrift Der Staat	6. 最初と最後の頁 125-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 林知更	4. 巻 なし
2. 論文標題 憲法・国制・土壌	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 樋口陽一、木庭顕、蟻川恒正（編）『憲法の土壌を培養する』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 91-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 なし
2. 論文標題 L'Empereur japonais comme monarque constitutionnel: quelques reflexions sur le statut de l'Empereur dans la Constitution japonaise	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 L'irreductible originalite des systemes constitutionnels a la lumiere des experiences francaise et japonaise	6. 最初と最後の頁 353-360
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 32
2. 論文標題 書き割りの背後へ 日本憲法学と「法の自律性」に関する試論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 132-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 2020年4月号
2. 論文標題 歴史哲学の後で－憲法学における外国法の参照	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 2
2. 論文標題 危機と憲法 非常事態条項をめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東大社研、玄田有史、飯田高(編)『危機対応の社会科学 下: 未来への手応え』	6. 最初と最後の頁 3-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 90(9)
2. 論文標題 特別企画 ディシプリンとしての憲法学・再考 林知更『現代憲法学の位相』をめぐって： 藤谷・西村 書評への応答	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 102-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 1
2. 論文標題 憲法の概念	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 穴戸常寿・林知更(編)『総点検 日本国憲法の70年』岩波書店	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 1
2. 論文標題 「憲法発展」の観念 日本の視点から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 鈴木秀美、マティアス・イェシュテット、小山剛、ラルフ・ポッシャー(編)『憲法の発展 憲法の解 釈・変遷・改正』信山社	6. 最初と最後の頁 85-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tomonobu Hayashi	4. 巻 1
2. 論文標題 Das Konzept "Verfassungsentwicklung" Aus japanischer Sicht	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Matthias Jestaedt, Hidemi Suzuki (Hrsg.), Verfassungsentwicklung I ; Auslegung, Wandlung und Aenderung der Verfassung, 2017, Mohr Siebeck	6. 最初と最後の頁 77-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 38
2. 論文標題 準拠点としての「近代」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 121-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林知更	4. 巻 8
2. 論文標題 連邦・自治・両院制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 53-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 7件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Tomonobu Hayashi
2. 発表標題 L'Empereur japonais comme monarque constitutionnel: quelques reflexions sur le statut de l'Empereur dans la Constitution japonaise
3. 学会等名 XIIIeme seminaire franco-japonais du droit public (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林知更
2. 発表標題 純粹法学と社会学 若干の覚え書き
3. 学会等名 Staatsrecht研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林知更
2. 発表標題 憲法判例と憲法ドグマティーク：「連邦憲法裁判所実証主義」論・再訪
3. 学会等名 北陸公法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林知更
2. 発表標題 制度としての官僚制 公務員の争議権に関する小さな覚え書き
3. 学会等名 公務員制度に関する勉強会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Tomonobu Hayashi
2. 発表標題 Staat als Garant der individuellen Freiheit: die Rezeption E.-W. Boeckenfoerdes in Japan
3. 学会等名 Die Rezeption der Werke Ernst-Wolfgang Boeckenfoerdes in vergleichender Perspektive: Internationale Tagung（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林知更
2. 発表標題 村上淳一氏の研究と憲法学
3. 学会等名 日独法学会シンポジウム「村上淳一氏（1933-2017）の学問をめぐって」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林知更
2. 発表標題 議院内閣制における議会の「審議」と「決定」
3. 学会等名 日本公法学会第85回総会・第2部会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 穴戸常寿、林知更、小島慎司、西村裕一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 320
3. 書名 戦後憲法学の70年を語る 高橋和之・高見勝利憲法学との対話	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------